

新旧対照表

浦安市老人クラブ補助金交付要綱（昭和55年告示第19号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後			改 正 前		
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単位老人クラブ おおむね60歳以上かつ50人以上の<u>者</u>で組織された、会員相互の親ぼくと老人福祉の増進を図ることを目的とした団体で、浦安市老人クラブ設立届出書（別記第1号様式）を市長に提出し、<u>かつ、老人クラブ連合会の構成員であるものをいう。ただし、会員数の要件については、地域性を考慮して特に認めた場合は、市長が認めた数に減ずることが</u>できる。</p> <p>(2) 省 略 （補助対象等）</p> <p>第3条 補助対象、補助事業及び補助金の額は、次のとおりとする。</p>			<p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 単位老人クラブ おおむね60歳以上かつ50人以上の<u>老人</u>で組織された、会員相互の親ぼくと老人福祉の増進を図ることを目的とした団体で、浦安市老人クラブ設立届出書（別記第1号様式）を市長に提出し、<u>受理された単位老人クラブをいう。ただし、会員数の要件については、市長が地域性を考慮して特に認めた場合は、30人以上とすることが</u>できる。</p> <p>(2) 同 左 （補助対象等）</p> <p>第3条 補助対象、補助事業及び補助金の額は、次のとおりとする。</p>		
補助対象	補助事業	補助金の額	補助対象	補助事業	補助金の額
単位老人クラブ	老人クラブが実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	1 会員数 50 人未満 年額 <u>135,000 円</u> 以内 2 会員数 50 人以上 75 人未満 年額 <u>171,000 円</u> 以内 3 会員数 75 人以上 100 人未満 年額 <u>189,000 円</u> 以内 4 会員数 100 人以上 年額 <u>207,000 円</u> に 2,700 円に会員数から 100 を減じた数を乗じて得た額を加算した額以内	単位老人クラブ	老人クラブが実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	1 会員数 50 人未満 年額 <u>120,000 円</u> 以内 2 会員数 50 人以上 75 人未満 年額 <u>152,000 円</u> 以内 3 会員数 75 人以上 100 人未満 年額 <u>168,000 円</u> 以内 4 会員数 100 人以上 年額 <u>184,000 円</u> に 2,400 円に会員数から 100 を減じた数を乗じて得た額を加算した額以内
老人クラブ連合会	老人クラブ連合会が実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	年額 <u>4,050,000 円</u> 以内	老人クラブ連合会	老人クラブ連合会が実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業	年額 <u>3,600,000 円</u> 以内

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この告示は、公示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(適用区分)</u> 2 <u>改正後の浦安市老人クラブ補助金交付要綱第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	